

## 東京都カーリング協会「補助金規程」

(目的)

### 第1条

東京都カーリング協会（以下「本協会」という。）における補助金の交付は、カーリング競技の健全な普及・発展を図るため、強化すべきチームを指定し、将来日本を代表する選手を育成し、世界における主要な大会において栄えある成績を収めることを目的とする。

(補助金交付の対象)

### 第2条

補助金は、練習補助金と大会参加補助金の2種類とする。

2 練習補助金とは、補助金対象チームが練習する場合において、シート使用料が必要な場合に支給するものである。

3 大会参加補助金とは、特定の大会に参加するチームに対し、エントリーフィー、旅費、コーチ帯同費用等を補助する目的で支給するものである。

(補助金対象チーム)

### 第3条

補助金の対象となるチームは、以下のチームであり、東京都に登録している者が中心となっているチームである。

ア 練習補助金

別表1左欄のチームについて、別表1に定める金額を支給する。

イ 大会出場予定チーム

別表2左欄に示す大会に出場するチームについて、別表2に定める金額を支給する。

(補助金対象事業費)

### 第4条

補助金対象事業費において本協会は、強化活動において必要な事業費を予算化し、その経費に必要な額を定める。

(交付決定)

### 第5条

本協会長は、補助金交付の申請があったときは、予算内である限り、交付決定を行い申請者に通知する。

2 予算を超える補助金交付の申請があった場合には、理事会の承認をもって、交付決定を行い、申請者に通知する。

(報告義務)

### 第6条

補助金の交付を受けたチームは、本協会からの要求があったときは、速やかに補助金の支出状況及び使途についての報告書を本協会に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

#### 第7条

本協会は、次の各号の一に該当する事由が生じたときは、第5条の交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助金交付対象チームが、補助金をカーリング競技力向上以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金交付対象チームが、補助金の申請又は使用に関して不正、怠慢その他不適当な行為をしたとき。
- (3) 交付決定後生じた事業の変更等により、補助金の全部又は一部の交付を受ける必要がなくなったとき。
- (4) 補助金交付対象チームが、報告書の内容及び提出に関して、怠慢その他不適当な行為をしたとき。

(変更)

#### 第8条

この規程は、協会理事会の決議により変更することができる。

#### 附 則

- 1 この規程は、平成31年3月21日から施行し、平成30年度のシーズンから適用する。
- 2 この規程の変更は、令和3年5月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1 (練習補助金)

対象チーム	使途	支給額	支給条件
通年強化指定チーム	シート使用料	1シーズンあたり 3万円	1シーズン中に5 日以上練習した場 合に限る。
大会強化指定チーム	シート使用料	指定期間中の上限 を2万円	指定期間中に練習 した場合に限る。
各カテゴリーにおける日本 代表選出チーム	強化合宿 (国 内・海外)	強化費用の自己負 担分 (15万円を 上限とする)	
ジュニア世代 (21歳以下) における日本代表選出合宿・ 大会に参加する者 (ただ し、東京都協会から推薦さ れた者に限る)	強化合宿・代表 選出大会 (国 内・海外)	強化合宿費用の自 己負担分 (3万円 を上限とする)	

別表 2 (大会参加補助金)

大会	エントリー フィー	旅費	コーチ帯同等	備考
関東ジュニア選手権 (関東中部を含む)	実費支給	開催地が関東中部ブロック以外の地域の場合には1チーム5万円(ミックスダブルスは2万円)を支給。	コーチ帯同義務がある場合、コーチ帯同に関する実費(交通費、宿泊費)を支給。	
日本ジュニア選手権	実費支給			
全国高校選手権	実費支給			
全日本大学選手権	実費支給			
ユニバーシアード日本代表選考会	実費支給			コーチ帯同義務がある場合、コーチ帯同に関する実費(交通費、宿泊費)を支給。
日本選手権(4人制)	実費の8割を支給(ただし、10万円を限度とする)			
日本ミックスダブルス選手権	実費の8割を支給(ただし、10万円を限度とする)			
日本代表決定戦(4人制)	実費の8割を支給(ただし、10万円を限度とする)			
日本ミックス4選手権	実費の8割を支給(ただし、10万円を限度とする)			
ワイルドカード(日本協会主催大会につながるものに限る、ただし、日本シニア選手権につながる大会は除く)	実費の8割を支給(ただし、10万円を限度とする)			
日本シニア選手権	支給なし			
各カテゴリーのパンフィックアジア選手権及び世界選手権(WCF主催の大会に限る。)	実費支給(ただし、日本協会から支給された金額で不足する場合に限る)	実費支給(ただし、日本協会から支給された金額で不足する場合に5万円を限度として支給する)		